

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

## 【1】新製品・新技術の開発

(P1~2)

- 中小企業応援ファンド事業助成金のご案内 …… 中小企業総合支援センター
- 平成 29 年度「北海道新技術・新製品開発賞」の募集 **【NEW】** …… 北海道

## 【2】販路拡大・海外展開

(P3~4)

- 中小企業応援ファンド事業助成金のご案内(再掲) …… 中小企業総合支援センター
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 …… 北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用 …… 北海道

## 【3】融資

(P5~10)

- 北海道の中小企業者向け融資制度 …… 北海道
- 北海道の創業者向け融資制度 …… 北海道
- コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内 **【NEW】** …… 北海道
- 耐震改修に対応する融資制度のご案内 **【NEW】** …… 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 …… 北海道
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内 **【NEW】** …… 北海道

## 【4】雇用の確保

(P11~15)

- 労働移動支援助成金のご案内【制度改正】 **【NEW】** …… 労働局
- 特定求職者雇用開発助成金(長期不安定雇用者雇用開発コース)のご案内 **【NEW】** …… 労働局
- キャリアアップ助成金のご案内 **【NEW】** …… 労働局
- 人事評価改善等助成金のご案内 **【NEW】** …… 労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内 **【更新】** …… 北海道

## 【5】人材育成

(P16~22)

- 6 月~7 月開講講座のご案内 **【更新】** …… 中小企業大学校旭川校
- 小規模事業者向け無料セミナーのご案内 **【NEW】** …… 中小企業大学校旭川校
- 能力開発セミナー(6-8 月開講予定)のご案内 …… 北海道
- 「2017 年度道央地区問題解決手法研修会」の開催について **【NEW】** …… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 …… 労働局・北海道他

## 【6】各種相談

(P23)

- 「北海道よろず支援拠点」のご案内 **【NEW】** …… 中小企業総合支援センター
- コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内 **【NEW】**(再掲) …… 北海道

## 【7】イベント・セミナー

(P24)

- 「一日中小企業庁 in 北海道」を開催します~地域(ふるさと)の未来を支える中小企業~ **【NEW】** …… 経済産業局

## 【8】その他

(P25~32)

- 中小企業等経営強化法(経営力向上計画) **【NEW】** …… 経済産業局
- 平成 28 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 2 次公募開始 …… 経済産業局
- 平成 29 年度「地熱発電に対する理解促進事業費補助金」の 2 次公募開始 **【NEW】** …… 経済産業局
- 「中小企業向け“使える!” 経済産業省支援メニューガイドブック」の作成(H28 年度補正予算・H29 年度予算・税制) **【更新】** …… 経済産業局
- 平成 29 年度公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 …… 開発局
- 「北海道新エネルギー導入加速化基金」の創設 …… 北海道
- 「これからのエネルギーを考える 2017」地域セミナーの開催 **【NEW】** …… 北海道
- 平成 29 年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦 …… 北海道

## 中小企業応援ファンド事業助成金のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、道内中小企業者等を対象とした中小企業応援ファンド事業の平成29年度募集を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

### ◆ 公募期間

平成29年4月3日(月)～6月30日(金) ※一次締切 平成29年5月8日(月)

### ◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ(担当:河上、中西、兜)

TEL:011-232-2403 E-mail:[info@hsc.or.jp](mailto:info@hsc.or.jp)

### ◆ ホームページ

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/fund/index.htm>

### ◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

| 事業名                 | 事業概要                                                                                                                                             | 助成限度額<br>助成率                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 市場対応型製品<br>開発支援事業   | 新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に要する経費に対する助成(市場調査等のみを行う場合を除く。)  | 500万円<br>(200万円)<br>2/3以内<br>(1/2以内)<br>(注) |
| 地域資源活用型<br>事業化実現事業  | 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費に対する助成                                                                                         | 300万円<br>2/3以内                              |
| 事業シーズ可能性<br>拡大支援事業  | 地域における新事業展開等のアイデアをビジネスプラン段階にレベルアップするために必要な小規模な試作・開発やテスト事業等の試行に要する経費に対する助成                                                                        | 200万円<br>2/3以内                              |
| 市場適応能力高度<br>化促進支援事業 | 開発した商品やサービスの質の向上を図ることで市場適応能力を高めるなど、事業化を軌道に乗せるための一連の取組に要する経費に対する助成                                                                                | 300万円<br>2/3以内                              |
| ブランド化促進<br>支援事業     | 道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の北海道ブランド化に向けた一連の取組に要する経費に対する助成                                                                  | 1,000万円<br>2/3以内                            |
| アドバイザー<br>等招へい支援事業  | 新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が、原価の引下げ、生産管理の合理化等を行うために行う専門コンサルタントの招へいに要する経費に対する助成 | 200万円<br>1/2以内                              |
| 加速的創業促進<br>支援事業     | 道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始することに伴う新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組に要する経費に対する助成                                                                                    | 100万円<br>2/3以内                              |
| 地域ブランド販路<br>拡大支援事業  | 1次産業団体、商工団体等が行う地域ブランド化に向けた戦略の策定から販路拡大の一連の取組に要する経費に対する助成                                                                                          | 500万円<br>2/3以内                              |

(注) 市場調査等に要する経費については、( )内の助成限度額、助成率とする。

## 平成 29 年度「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します【新規】（北海道）

道では本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成 10 年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行ってきました。

これまで、機械金属や食品加工などのものづくり分野で、特色ある技術や製品の応募があり、122 件を表彰しております。今年度の北海道新技術・新製品開発賞について、次のとおり全道から幅広く募集します。

### ◆表彰対象

前々年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品  
(その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。)

### ◆表彰の種類

- (1) 表彰は次の 2 部門とします。  
ア ものづくり部門                      イ 食品部門
- (2) 部門ごとに次の賞を設け、「新規性・独創性」、「技術水準」、「市場性」等を審査し、特に優れたものなどに対し次のとおり知事から表彰状等を贈呈します。  
ア 大賞    1 件                      イ 優秀賞    2 件                      ウ 開発奨励賞    2 件程度

### ◆応募資格

- (1) 道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人  
(中小企業者、農林漁業者を除く)。
- (2) 上記(1)を主要な構成員としたグループ

### 【応募方法】

関係団体等(市町村、経済団体、金融機関、中小企業等の支援機関、業種別団体及び学術機関)からの推薦、または自薦によるものとします。

- (1) 提出書類  
「北海道新技術・新製品開発賞」応募申込書に記載し、添付資料とともに提出してください。
- (2) 提出期限  
平成 29 年 7 月 3 日(月) (※郵送の場合は当日消印有効)
- (3) 提出先及びお問い合わせ先  
北海道経済部産業振興局科学技術振興室 技術支援グループ (担当: 八木)  
電話 011-206-6478 FAX: 011-232-1063  
※応募詳細・応募書類については、ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H29shinseihinkaiatsushou.htm>

### 【受賞者の決定】

平成 29 年 10 月に、受賞の結果を応募者及び推薦者に通知します。

### 【表彰式】

平成 29 年 10 月に表彰式を実施する予定です。

受賞技術・製品は「北海道技術・ビジネス交流会(ビジネス EXPO)」の展示ブースで、PR の予定です。

※北海道技術・ビジネス交流会            [日 時] 平成 29 年 11 月 9 日(木) 10 日(金)

(<http://www.business-expo.jp/>) [会 場] アクセスサッポロ(札幌市白石区流通センター 4 丁目)

### 【表彰企業プレミアムパッケージ事業】

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品の PR などを支援しています。( <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm> )

- ・受賞技術・製品を道庁本庁舎 1 階道政広報コーナー等で PR
- ・中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額 1 億円以内)
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(建設業者)                      など

## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

### 農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

#### 北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

#### ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155      ジェトロ：TEL 03-3582-5646

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

#### ◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ    Tel011-204-5138（直通）

## 「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー<sup>ドゥ</sup>）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

### 《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること  
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年 2 回（5 月、11 月）
- ◆表 示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

#### ＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

#### 【認定マーク】



#### 【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

### 《累計認定数》

- ◆41 社 78 品目（平成 29 年 3 月現在）

### 《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
  - ・ヘルシーDoフェア（平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
  - ・「健康博覧会 2017」（2 月 15 日～2 月 17 日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道ヘルシーDoゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

### ◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ  
北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 TEL:011-204-5226

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。

◆制度概要

| 資金名                 |                    | 融資対象                                                                                     |                                                                                                   |
|---------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフ<br>ステージ<br>対応資金 | 創業貸付               | ①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人<br>②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社<br>③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社     |                                                                                                   |
|                     | ステップ<br>アップ<br>貸付  | 事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等                                                           |                                                                                                   |
|                     |                    | 政策<br>サポート                                                                               | 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方<br>【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、<br>事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】                      |
|                     |                    | 観光・<br>企業立地                                                                              | ①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方<br>②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の<br>対象業種事業者                   |
|                     | 経営力強化貸付            | 信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等                                                           |                                                                                                   |
|                     | 再生支援貸付             | ①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中<br>小企業者等<br>②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受<br>けた中小企業者等 |                                                                                                   |
| 経済環境<br>変化対応<br>資金  | 経営環境<br>変化対応<br>貸付 | 経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して<br>いる中小企業者等                                             |                                                                                                   |
|                     |                    | 原料等<br>高騰                                                                                | ①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同<br>期比で増加している中小企業者等<br>②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方                  |
|                     |                    | 認定企業                                                                                     | 中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定<br>中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等                         |
|                     |                    | 災害復旧                                                                                     | ①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の<br>認定を受けた「特定中小企業者」<br>②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中<br>小企業者等 |
|                     |                    | 防災・減災<br>貸付                                                                              | 事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企<br>業者等                                                         |
|                     |                    | 耐震改修<br>対 策                                                                              | 要緊急安全確認大規模建築物を所有する方                                                                               |
| 一般経営<br>資金          | 一般貸付               | 中小企業者等                                                                                   |                                                                                                   |
|                     | 小規模企業<br>貸付        | 従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下<br>の中小企業者等                                            |                                                                                                   |
|                     |                    | 小口                                                                                       | 信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者                                                                   |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

| 資金名     | 創業貸付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 融資対象    | (1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの<br>(2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの<br>(3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの |                                                |
| 資金用途    | 事業資金(運転資金・設備資金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                |
| 融資金額    | 3,000万円以内<br>かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                |
| 融資期間    | 10年以内(うち据置2年以内)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                |
| 融資利率    | <b>【固定金利】</b><br>3年以内 年1.2%<br>5年以内 年1.4%<br>7年以内 年1.6%<br>10年以内 年1.8%                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <b>【変動金利】</b><br>年1.2%<br>(融資期間が3年を超える場合に選択可能) |
| 担保及び保証人 | 取扱金融機関の定めるところによります。<br>ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。                                                                                                                                                                                                                                             |                                                |
| 償還方法    | 取扱金融機関の定めるところによります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                |
| 信用保証    | すべて信用保証協会の保証付きとなります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                |
| 取扱金融機関  | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                |

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



コストアップに対応する融資制度のご案内【新規】（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・原材料が高騰して収益を圧迫している・・・

◆制度の概要

| 資金名  | 経営環境変化対応貸付                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 融資対象(1)                                                                                                                                                                                                            | 融資対象(2)【原料等高騰】                                                                                                                                                                                                                                    |
| 融資対象 | (ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等<br>(イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等<br>(ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等<br>(エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等 | (ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等<br>(イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等<br>(ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの |
| 資金用途 | 事業資金(運転資金・設備資金)                                                                                                                                                                                                    | (ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金                                                                                                                                                                                                                                |
| 融資金額 | 5,000万円以内                                                                                                                                                                                                          | 1億円以内                                                                                                                                                                                                                                             |
| 融資期間 | 10年以内(うち据置2年以内)                                                                                                                                                                                                    | 10年以内(うち据置2年以内)                                                                                                                                                                                                                                   |
| 融資利率 | 《固定金利》<br>3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、<br>7年以内 年1.6%、10年以内 1.8%<br>《変動金利》<br>年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)                                                                                                                        | 《固定金利》<br>5年以内 年1.1%<br>10年以内 年1.3%<br>《変動金利》<br>年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)                                                                                                                                                                            |
| 信用保証 | 必要により信用保証協会の保証に付することがあります。<br>保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                   |

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_costup.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm)

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



耐震改修に対応する融資制度のご案内【新規】（北海道）

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

◆制度の概要

|          |                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資金名      | 防災・減災貸付(耐震改修対策)                                                                                              |
| 融資対象     | 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者(観光施設の場合は大企業も対象となります。)                           |
| 資金用途     | 設備資金<br>(要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用)                                                                               |
| 融資金額     | 16億円以内                                                                                                       |
| 融資期間     | 20年以内(うち据置2年以内)                                                                                              |
| 融資利率     | 《固定金利》<br>3年以内 年1.1%<br>5年以内 年1.3%<br>7年以内 年1.5%<br>20年以内 年1.7%<br>《変動金利》<br>年1.1%<br>(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る) |
| 担保及び償還方法 | すべて取扱金融機関の定めるところによります。                                                                                       |
| 取扱金融機関   | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合                                                              |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/06bousai.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

| 区分   | 中小企業で働く方                                                                                                                                | 非正規労働者の方                                          | 季節労働者の方                                                                                                       | 離職者の方                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象 | 中小企業に勤務する方                                                                                                                              | 非正規労働者の方<br>(民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など) | 2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方<br>① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方<br>② 前年の総収入が150万円以上の方 | 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方<br>① 雇用保険受給資格者<br>② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方 |
|      | ただし、以下の条件に当てはまる方<br>① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方<br>② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)<br>※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。                |                                                   |                                                                                                               |                                                                                                 |
| 資金使途 | 医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費                                                                                |                                                   |                                                                                                               | 医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費                                                     |
| 融資金額 | 120万円以内                                                                                                                                 |                                                   |                                                                                                               | 100万円以内                                                                                         |
| 融資期間 | 8年以内<br>(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)                                                                                         |                                                   | 8年以内                                                                                                          | 5年以内<br>(6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)                                                                   |
| 融資利率 | 年1.60%                                                                                                                                  |                                                   | 年0.60%                                                                                                        |                                                                                                 |
| 償還方法 | 元利均等月賦償還及び半年賦併用可                                                                                                                        |                                                   |                                                                                                               |                                                                                                 |
| 信用保証 | 取扱金融機関の定めによります。                                                                                                                         | 北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。                             |                                                                                                               |                                                                                                 |
| 申込先  | 取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。<br>※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 |                                                   |                                                                                                               |                                                                                                 |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

小規模企業者等設備貸与事業のご案内【新規】（北海道）

（公財）北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。詳しくは、（公財）北海道中小企業総合支援センター（電話011-232-2404）へお尋ねください。

◆制度の概要

| 区 分               | 割 賦 販 売                                            | リ ー ス                                         |
|-------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 対 象 者             | 常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等                           |                                               |
| 対 象 設 備           | 創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの。 |                                               |
| 設 備 価 格           | 100万円～1億円                                          |                                               |
| 割賦・リース期間          | 10年以内                                              | 3～10年                                         |
| 割賦損料率・<br>月額リース料率 | 割賦損料率<br>年 1.8%～2.0%                               | リース期間：月額リース料率<br>3年：2.955%<br>～<br>10年：0.998% |

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu\\_lease.htm](http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

**労働移動支援助成金のご案内【制度改正】【新規】（北海道労働局）**

労働移動支援助成金については、平成 29 年 4 月 1 日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われ、各コースの助成内容が拡充されたほか、新たに「中途採用拡大コース」が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなります。

**1 再就職支援コース（旧名称：再就職支援奨励金）（拡充）**

- 再就職支援コースは、事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者に対して、民間の職業紹介事業者による再就職支援の委託、民間の教育訓練施設による職業訓練の委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対して助成するものです。
- 改正により、求職活動のための休暇を与えた場合について、対象者が離職後 1 か月以内に再就職の実現をした場合に助成額を 10 万円上乘せします。

**2 早期雇入れ支援コース（旧名称：受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））（拡充）**

- 早期雇入れ支援コースは、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後 3 か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れた事業主に対して助成するものです。
- 改正により、優遇助成の対象となる事業主が、雇入れから 1 年後に支給対象者の賃金をアップさせた場合（優遇助成（賃金上昇区分））に助成額を上乘せします。

※優遇助成は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、事業再編等を行う特定の事業所から離職した労働者を雇入れた場合に適用されます。

| 助成区分         | 助成額                                   |
|--------------|---------------------------------------|
| 通常助成         | 対象者 1 名あたり 30 万円                      |
| 優遇助成         | 対象者 1 名あたり 40 万円×2 回 計 80 万円          |
| 優遇助成（賃金上昇区分） | 対象者 1 名あたり 40 万円+60 万円（2 回目） 計 100 万円 |

**3 中途採用拡大コース（新設）**

- 中途採用拡大コースは、これまで労働者の採用を新規学卒者中心に行ってきた事業所が、中途採用者の能力評価や賃金、処遇にかかる制度を整備したうえで、採用者に占める中途採用者の割合を拡大（中途採用率拡大）、若しくは 45 歳以上の中高年労働者を初めて採用すること（45 歳以上初採用）を通じて、生産性を向上させた場合に助成を行うものです。
- 助成内容は以下のとおりです。

| 助成区分      | 助成額            |
|-----------|----------------|
| 中途採用率拡大   | 1 事業所あたり 50 万円 |
| 45 歳以上初採用 | 1 事業所あたり 60 万円 |

- ◆ 以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。
- ◆ 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター 6 階）

TEL : 011-788-2294

- ◆ 厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

**特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）のご案内【新規】**

（北海道労働局）

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す方（以下「長期不安定雇用者」という。）を正規雇用労働者として雇い入れる事業主を支援し、長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職を促進するためのものです。

**<対象となる長期不安定雇用者> 下表①～④のすべてに当てはまる方が対象です**

雇入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などから、対象労働者として紹介を受け、正規雇用労働者（※）として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

|   |                                                                                                                          |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <b>雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方</b>                                                                                           |
| ② | <b>雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方</b><br>▶ 「離職または転職」については、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた場合とします。ただし、在学中のパート、アルバイト等は除きます。 |
| ③ | <b>ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方</b><br>▶ 1週間の所定労働時間が20時間以上またはそれと同等の業務に従事する自営業者等については失業の状態にあるとは認められません。           |
| ④ | <b>正規雇用労働者として雇用されることを希望している方</b>                                                                                         |

**（※）正規雇用労働者とは**

正規雇用労働者とは、以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当する者とします。

ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。

また、**正規雇用労働者について就業規則等において定められていることが必要です。**

（ア）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

（イ）派遣労働者として雇用されている者でないこと。

（ウ）所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。

（エ）同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

**<支給額> 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します**

| 企業規模 | 支給対象期間 | 支給額  |      | 支給総額 |
|------|--------|------|------|------|
|      |        | 第1期  | 第2期  |      |
| 大企業  | 1年     | 25万円 | 25万円 | 50万円 |
| 中小企業 | 1年     | 30万円 | 30万円 | 60万円 |

※雇入れ日から起算した最初の6ヶ月を第1期、以後の6ヶ月を第2期といいます。

◆雇い入れた労働者の雇用状況など雇用管理に関する事項を支給申請にあわせて報告していただきます。

◆掲載している要件のほかにも、詳細な支給要件がありますので、活用を検討される際は、北海道労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター3階） TEL:011-738-1056

◆厚生労働省北海道労働局ホームページ

[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/joseikin.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html)

キャリアアップ助成金のご案内【新規】（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成 29 年4月1日 改正）

| 助成内容              |                                                                                   | 助成額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |                                                                                   | ※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 正社員化コース           | 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合                                                   | ①有期→正規:1人当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)<br>②有期→無期:1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)<br>③無期→正規:1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 人材育成コース           | 有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施<br>◆一般職業訓練 (OFF-JT)<br>◆有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した OFF-JT+OJT) | OFF-JT 賃金助成:1h当たり760円<960円>(475円<600円>)<br>経費助成:実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度<br>(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合)<br>100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円)<br>100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円)<br>200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円)<br>OJT 実施助成:1h当たり760円<960円>(665円<840円>)                                                                                                                                                                |
| 賃金規定等改定コース        | すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合                                             | ①全ての賃金規定等を2%以上増額改定<br>対象労働者数が<br>1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)<br>4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)<br>7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>)<br>11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>)<br>②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定<br>対象労働者数が<br>1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>)<br>4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)<br>7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>)<br>11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>) |
| 健康診断制度コース         | 有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合                                       | 1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 賃金規定等共通化コース       | 有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合                                               | 1事業所当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 諸手当制度共通化コース       | 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合                                               | 1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 選択的適用拡大導入時処遇改善コース | 選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の上げを実施した場合                                      | 基本給の増額割合に応じて、1人当たり<br>3%以上 5%未満:19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>)<br>5%以上 7%未満:38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円>)<br>7%以上 10%未満:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>)<br>10%以上 14%未満:76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円>)<br>14%以上: 95,000円< 12万円>(71,250円<90,000円>)                                                                                                                                                                |
| 短時間労働者労働時間延長コース   | 有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合                                             | 1人当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)<br>1時間以上2時間未満: 38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円>)<br>2時間以上3時間未満: 76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円>)<br>3時間以上4時間未満: 11万4,000円<14万4,000円>(85,500円<10万8,000円>)<br>4時間以上5時間未満: 15万2,000円<19万2,000円>(11万4,000円<14万4,000円>)                                                                                                                                                                          |

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## 人事評価改善等助成金のご案内【新規】（北海道労働局）

平成29年4月1日に新設された助成金であり、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業所に対して助成するものであり、人材不足を解消することを目的としています。

### ◆主な受給要件

受給するためには、事業主が次の措置を実施することが必要です。

#### 1. 制度整備助成

##### (1)人事評価制度等整備計画の認定

人事評価制度等整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること。

##### (2)人事評価制度等の整備・実施

(1)の人事評価制度等整備計画に基づき、制度を整備し、実際に正規労働者等に実施すること。

#### 2. 目標達成助成

##### (1)生産性の向上

人事評価制度等の実施日の翌日から起算して1年を経過する日において、「生産性要件」を満たしていること。

「生産性要件」について詳しくは[こちら](#)

##### (2)賃金の増加

1の人事評価制度等の整備・実施の結果、人事評価制度等の実施日の属する月の前月に支払われた賃金の額と比較して、その1年度に支払われる賃金の額が、2%以上増加していること。

##### (3)離職率の低下

1の人事評価制度等の整備・実施の結果、人事評価制度等の実施日の翌日から1年を経過するまでの期間の離職率が、人事評価制度等整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること。

※低下させる離職率の目標値は、対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります。

| 対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分 | 1～300人 | 301人以上   |
|----------------------------|--------|----------|
| 低下させる離職率ポイント               | 維持     | 1%ポイント以上 |

◎このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

[雇用関係助成金に共通の要件等](#)

### ◆受給額

本助成金は制度整備助成で50万円、目標達成助成で80万円支給されます。

### ◆パンフレットやリーフレット、支給申請書等のダウンロード先

[「雇用関係助成金のご案内～雇用の安定のために」人事評価改善等助成金部分抜粋版](#)[336KB]

[「人事評価改善等助成金のご案内」\(平成29年4月版\)](#)[447KB]

[各種申請書類](#)

### ◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9132



## 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。

是非、お気軽にご相談ください。

### ◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます。

#### ■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

#### ■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

<5月の予定> 5/11(木)室蘭、25(木)帯広、30(火)北見

#### ■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

### ◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

### ◆ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。

また、メールやFAXによる相談も承っています。

### ◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)





旭川校

中小企業大学校旭川校 6月～7月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。  
今回は、平成29年6月～7月に開講する、研修講座の情報をご案内します。  
カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。  
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.9 経営に活かす財務講座・財務分析編  
図解で分かる財務のしくみと、演習でつかむ分析の勘所

本研修では、財務諸表の見方だけでなく、財務分析による財務状況・経営状況の把握や、決算説明ができるようになることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 財務諸表のしくみを図解で分かりやすく学びます。
2. パソコンを利用した演習を通じて、自社の財務諸表を正しく、効果的に分析できるようになります。  
※研修の中で、パソコンを使ったマイクロソフト・エクセルの簡単な操作があります。
3. 財務分析のポイントを掴むことで、改善に取り組むための重要な情報が目に見えるようになります。

- ◆実施期間 6月19日(月)～21日(水)
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 中小企業診断士 三浦 淳一氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100016.html>

No.10 経営トップセミナー I  
「食と農・地域の暮らし提案」で成長する企業に学ぶビジネスの仕掛けと人づくり

本セミナーでは、地域で事業を起こし「食・農・地域の暮らし提案」で地域経済の活性化に貢献、成長している企業の経営者をお招きし、これからのビジネスのあり方と自社の進むべき方向を考察するとともに、経営トップに必要なリーダーシップと人材育成について学んでいただけます。

内容

- 〈経営者講演①〉アグリビジネスによる地域経済の活性化～食材を活かした「食のものづくり」と地方に合った仕掛け～
- 〈経営者講演②〉地域の暮らし提案による地域経済の活性化～過去と未来をつなぐまちづくりを仕事にする「のりしろ」経営～

〈教養講座〉ロビーコンサート。 アンサンブルグループ奏楽(そら)

- ◆実施期間 6月22日(木)～6月23日(金)
- ◆研修時間 6時間
- ◆対象者 経営者・経営幹部・後継者など
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 株式会社サンクゼール 代表取締役 久世 良三氏  
三宅商店 店主(有限会社くま 代表取締役) 辻 信行氏  
〈コーディネータ〉 中小基盤整備機構 プロジェクトマネージャー 山本 聖氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100017.html>

No.11 管理者養成講座・キャリアアップ編  
今日から実践！現場のマネジメント力を高める行動改革

本研修では、豊富な事例や演習・グループディスカッションを通じて、外部環境の変化を敏感に感じ取り、それに対応した経営方針や経営戦略を実行する上で必要となる管理者・リーダーとしての役割を理解したうえで、適切に遂行するための知識をベースとして、その役割を実践できるようになることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 管理者・リーダーやその候補者に最適の研修です。
2. 管理者に求められる役割を、現場に即した行動として学び、意識改革と行動改革に繋げることを目指します。
3. 受講者からは、「色々なことに気づかされた」、「社内に浸透させたい」、「共感した」、と好評の研修です。

◆実施期間 6月27日(火)～30日(金)

◆研修時間 27時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田 邦雄氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100018.html>

No.12 モデルで学ぶ原価管理とコストダウン  
コストダウンが目に見える、現場での取り組み

本研修では、製造現場をモデル化した教材を使い、原価計算とコストダウンのポイントを学び、自社のコストダウン活動の改善のための実践力を高めることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 製造原価を分析してコストダウンポイントを抽出し、コストダウン活動ができる能力を身につけます。
2. どのようなアクション(「誰が」「何を」「いくら下げるか」)をすればコストダウンを実現できるかを明らかにします。
3. コストダウンを通じた収益向上につながります

◆実施期間 7月5日(水)～7日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 堀口ビジネスコンサルティング 代表 中小企業診断士 堀口 敬氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100019.html>

No.13 営業に差をつける企画・提案力強化

期待を超える提案で、顧客からの支持を獲得する。

本研修では、顧客データの分析や顧客の抱える課題の把握を行ったうえで、顧客視点に立った効果的な企画の考え方と説得力を高める提案手法を学び、営業力の強化を図ることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 経験・感覚頼りの営業からの脱却と、提案営業のノウハウを身につけたい皆様に最適な講座です。
2. 顧客の真のニーズをつかむポイントが理解できます。
3. 提案営業にフォーカスした講座です。気合いで売るのではなく、提案営業の効果を十分に理解してもらったうえで、BtoB、BtoCのいずれにも対応した提案企画書作成やプレゼンテーションを学んで頂く内容です。

◆実施期間 7月19日(水)～21日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE 経営コンサルティング株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100020.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>





中小企業  
大学校

旭川校

(参加無料) 小規模企業向けセミナー2017のご案内

6月に砂川市で開催

【新規】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。  
今回は、平成29年6月に砂川で開講する、無料セミナーの情報をご案内します。  
お申し込みは、ファックスでお受けしています。

小規模事業者向けセミナー2017 in 砂川

地域の魅力を発信するブランドづくり ～売るのではなく、選ばれるために～

本セミナーでは、売れる商品の開発・販路開拓のための顧客ニーズの把握、そしてその先にある顧客ターゲットへのブランディング戦略について、元小田急百貨店統括部マーチャンダイザーで現中小機構チーフアドバイザー山本聖氏を講師に招き、全国各地の取り組み事例を紹介するとともに、ワークショップを通じて、スイートなまち砂川の魅力を発信するブランドづくりの勘所を学んでいただきます。

<開催概要>

- ◆日時 6月23日(金) 16時～19時  
6月24日(土) 9時～12時
- ◆会場 砂川市地域交流センターゆう  
大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)
- ◆定員 20名
- ◆参加料 無料
- ◆講師 一般社団法人地球MD 代表理事 山本 聖氏

共催：砂川市

後援：砂川商工会議所

◆詳細はこちら

[http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/dbps\\_data/\\_material/\\_inst\\_asahikawa/pdf/17-900\\_sunagawa\\_mousikomi.pdf](http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/dbps_data/_material/_inst_asahikawa/pdf/17-900_sunagawa_mousikomi.pdf)

◆◇ ご案内 ◆◇

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。  
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



能力開発セミナー（6-8月開講予定）のご案内（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

| 技 専 等                              | 訓 練 科 名       | 専 攻 科 目 名       | 実 施 地 | 施設内外の別 |   | 昼夜の別 |   | 実施時期     |           | 訓練期間 |     | 定員 |
|------------------------------------|---------------|-----------------|-------|--------|---|------|---|----------|-----------|------|-----|----|
|                                    |               |                 |       | 内      | 外 | 昼    | 夜 | 日数       | 時間        |      |     |    |
|                                    |               |                 |       |        |   |      |   |          |           |      |     |    |
| 札幌高等技術専門学院<br>011-781-0559         | 消防設備科①        | 消防設備            | 札幌市   |        | ○ | ○    |   | H29.6.29 | H29.6.30  | 2    | 14  | 20 |
|                                    | ブロック施工科       | ブロック施工          | 札幌市   |        | ○ | ○    |   | H29.7.1  | H29.7.2   | 2    | 12  | 10 |
| 旭川高等技術専門学院<br>0166-65-6220         | 木工科           | 施工法（建具製作）       | 旭川市   | ○      |   | ○    |   | H29.6.10 | H29.6.11  | 2    | 14  | 10 |
|                                    | 木工科(1級・2級コース) | 施工法（家具製作）       | 旭川市   | ○      |   | ○    |   | H29.6.17 | H29.6.18  | 2    | 14  | 15 |
| 旭川高等技術専門学院<br>稚内分校<br>0162-33-2636 | 介護サービス科（Ⅰ）    | 介護支援            | 枝幸町   |        | ○ |      | ○ | H29.6.27 | H29.7.27  | 10   | 20  | 10 |
|                                    | 介護サービス科（Ⅱ）    | 介護支援            | 稚内市   |        | ○ |      | ○ | H29.6.29 | H29.8.1   | 10   | 30  | 10 |
|                                    | 介護サービス科（Ⅲ）    | 介護支援            | 天塩町   |        | ○ |      | ○ | H29.7.5  | H29.8.3   | 10   | 20  | 10 |
|                                    | 自動車整備科        | 二級ガソリン          | 稚内市   |        | ○ | ○    | ○ | H29.7.12 | H29.9.13  | 41   | 134 | 10 |
| 北見高等技術専門学院<br>0157-33-4436         | 1級管工事科        | 施工管理技士受験対策      | 網走市   |        | ○ |      | ○ | H29.6.12 | H29.8.3   | 15   | 30  | 10 |
|                                    | パソコン基礎科Ⅰ      | ワード基礎・応用        | 遠軽町   |        | ○ |      | ○ | H29.6.15 | H29.7.6   | 10   | 30  | 15 |
|                                    | 介護実務科         | 介護支援専門員試験受験対策   | 網走市   |        | ○ |      | ○ | H29.7.21 | H29.9.15  | 15   | 30  | 15 |
|                                    | 1級建築科Ⅱ        | 施工管理技士実地受験対策    | 北見市   | ○      |   |      | ○ | H29.8.17 | H29.10.12 | 15   | 30  | 10 |
|                                    | パソコン基礎科Ⅱ      | エクセル基礎・応用       | 遠軽町   |        | ○ |      | ○ | H29.8.23 | H29.9.13  | 10   | 30  | 15 |
|                                    | パソコン基礎科       | 表計算受験対策         | 美幌町   |        | ○ |      | ○ | H29.8.21 | H29.9.21  | 12   | 36  | 10 |
| 室蘭高等技術専門学院<br>0143-44-7820         | OA事務科         | エクセル基礎          | 室蘭市   | ○      |   |      | ○ | H29.6.26 | H29.7.14  | 15   | 30  | 15 |
| 苫小牧高等技術専門学院<br>0144-55-7007        | 自動車整備科        | 整備技術習得講習        | 苫小牧市  |        | ○ |      | ○ | H29.6.12 | H29.9.8   | 47   | 141 | 10 |
| 帯広高等技術専門学院<br>0155-37-6975         | OA事務科         | エクセル応用          | 帯広市   | ○      |   |      | ○ | H29.6.20 | H29.7.18  | 7    | 14  | 20 |
|                                    | 電気工事科Ⅰ        | 太陽光発電施工         | 帯広市   | ○      |   | ○    |   | H29.8.7  | H29.8.9   | 3    | 21  | 20 |
| 釧路高等技術専門学院<br>0154-57-8016         | 観光ビジネス科       | 中国語講座           | 釧路市   |        | ○ |      | ○ | H29.6.20 | H29.8.10  | 15   | 30  | 20 |
|                                    | 建設工事科         | コンクリート診断士試験対策   | 釧路市   | ○      |   | ○    |   | H29.7.10 | H29.7.10  | 2    | 12  | 40 |
| 北海道障害者職業能力開発校<br>0125-52-2774      | コミュニケーション技術科  | コミュニケーションスキルアップ | 札幌市   |        | ○ |      | ○ | H29.6.6  | H29.6.23  | 6    | 12  | 10 |
|                                    | OAビジネス科       | オフィスソフト実用       | 旭川市   |        | ○ |      | ○ | H29.6.13 | H29.7.14  | 10   | 20  | 10 |
|                                    | OAビジネス科       | オフィスソフト実用       | 札幌市   |        | ○ |      | ○ | H29.6.27 | H29.8.1   | 10   | 20  | 10 |

「2017年度道央地区問題解決手法研修会」の開催について【新規】（北海道）

本研修は、職場の第一線で活躍されている皆様を対象に、職場の問題解決・改善に役立つQCサークル活動の基礎を学びステップアップしていただく講座です。

QCサークル北海道支部会員向けの教材を使用した、日本科学技術連盟認定のQCサークル指導士による座学に加え、演習を取り入れて実際にQC手法を体験して頂きますので、より理解が深まり皆さんの職場における実践に活かせる有意義な内容となっております。

- ◆ 開催日時 平成29年6月21日(水)
- ◆ 開催場所 道立札幌高等技術専門学院 1階会議室（札幌市東区北27条東16丁目）
- ◆ 参加費 無料
- ◆ 募集人員 30名（先着順）
- ◆ 講師 QCサークル北海道支部役員・幹事
- ◆ 申込期限 6月12日(月)

【研修内容】

|           | 項目             | 講義                                           | 演習                     |
|-----------|----------------|----------------------------------------------|------------------------|
| 基本講義      | QC的問題解決の手順と進め方 | 「QC的なものの見方・考え方」を通して「問題解決の手順」、「QC手法」への理解を深める。 | —                      |
| QC手法講義・演習 | ① パレート図        | パレート図の構成要素を理解し、作成方法ならびに問題や要因の絞り込みへの活用方法を修得。  | パレート図の作成（個人演習）         |
|           | ② ブレーンストーミング   | アイデア発想法の1つである、ブレーンストーミングについての説明。             | テーマに対するアイデアの抽出（グループ演習） |
|           | ③ 特性要因図と系統図    | まず特性・要因の考え方を理解し、特性要因図の作成方法ならびに要因解析への活用方法を修得。 | 特性要因図、系統図の作成（グループ演習）   |

※ 詳細はこちら

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/qc/QCdouou.htm>



QCサークル北海道支部  
北海道

◆ 問い合わせ先:北海道 経済部 人材育成課 中村

TEL: 011-204-5098 FAX:011-232-1044

e-mail: keizaijinzai1@pref.hokkaido.lg.jp



## 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員より高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

### ○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

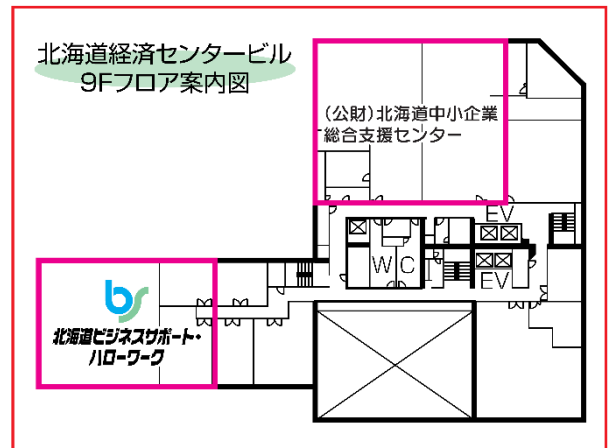
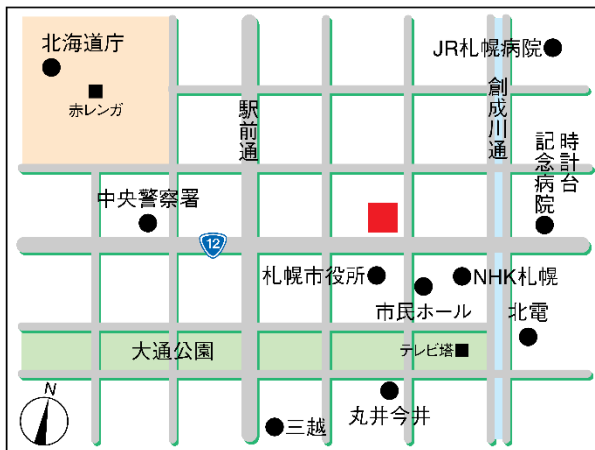
### ○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆ 問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク Tel 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



「北海道よろず支援拠点」のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、経済産業省北海道経済産業局より中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)の委託を受け、札幌本部に「北海道よろず支援拠点」を設置するほか道内6か所に地域拠点を設置しています。

当拠点では、中小企業・小規模事業者のみならず抱える売上拡大や資金繰りなどの経営課題の解決に向けて、無料で相談に対応し、道内の各支援機関と連携を図りながらきめ細やかなサポートを行っています。

また、支援機関等の要請に応じてコーディネーターを派遣する出前相談会を実施しています。

今年度は、専門的な相談に対応するため、新たに4名のコーディネーターを増員し、相談体制の充実を図りましたので、お気軽にご利用ください。

◆主な業務内容

- ① チーフコーディネーター1名及びコーディネーター18名が、中小企業者・創業者等の窓口相談に対応します。
- ② 支援機関等の要望に応じてコーディネーターを派遣する出前相談会を行います。

◆相談受付時間

- ①札幌本部 9:00～17:30 (土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
  - ②地域拠点 毎週火曜日9:00～17:30 (土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
- ※地域拠点については、上記以外にも必要に応じて相談を承ります。

◆相談窓口

| 常設拠点       |      | 所在地     |                                                               | 連絡先(電話番号)                                |
|------------|------|---------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 北海道よろず支援拠点 | 本部   | 札幌本部    | 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目<br>経済センタービル9階<br>(公財)北海道中小企業総合支援センター内 | 011-232-2407<br>担当:塚崎、浜田                 |
|            | 地域拠点 | 道南支部    | 〒041-0801 函館市桔梗町379<br>北海道立工業技術センター内                          | 0138-82-9089<br>担当:佐々木                   |
|            |      | 十勝支部    | 〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地<br>帯広商工会議所内                           | 0155-67-4515<br>担当:澤村                    |
|            |      | 釧根支部    | 〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号<br>釧路商工会議所内                            | 0154-64-5563<br>担当:小山                    |
|            |      | 道北支部    | 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号<br>旭川リサーチセンター内                     | 0166-68-2750<br>担当:紙谷                    |
|            |      | 日胆支部    | 〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番地1号<br>室蘭テクノセンター内                        | 0143-47-6410<br>担当:立花                    |
|            |      | オホーツク支部 | 〒090-0023 北見市北3条東1丁目<br>北見商工会議所内                              | 0157-31-1123<br>担当:ト部 <small>うらべ</small> |

◆チーフコーディネーター・コーディネーター

・チーフコーディネーター

中野 貴英

・コーディネーター

(札幌本部) 奥山 倫行 小野寺 辰昭 新宮 隆太 田所 かおり 田中 修身 抜山 嘉友  
 浜田 敏 深田 健司 蒔田 義一 松原 亮子 村形 鉄雄 吉田 聡  
 (日胆支部) 森永 勉 (道南支部) 中道 重幸 (道北支部) 立野 勇喜  
 (オホーツク支部) 尾澤 成典 (十勝支部) 原口 勝全 (釧根支部) 中村 英夫

(公財)北海道中小企業総合支援センター経営支援部 塚崎、浜田 電話 011-232-2407

ホームページ:<http://yorozu.hokkaido.jp/> E-mail:[soudan@hsc.or.jp](mailto:soudan@hsc.or.jp)

「一日中小企業庁 in 北海道」を開催します  
～ 地域（ふるさと）の未来を支える中小企業 ～

【新規】（北海道経済産業局）

中小企業庁、北海道経済産業局及び北海道では、平成 29 年 6 月 12 日(月)に「一日中小企業庁 in 北海道」を開催します。

◆開催概要

【日時】平成 29 年 6 月 12 日(月)13:00～18:45

【場所】ニューオータニイン札幌(札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-1)

【定員】280 名(先着順)

◆プログラム

13:00～14:00 中小企業フォーラム 1

・中小企業施策紹介ほか

14:15～15:15 特別講演

演題:主婦から社長へ就任した 2 代目の 10 年戦争

講師:ダイヤ精機(株) 代表取締役 諏訪 貴子 氏

15:30～17:00 中小企業フォーラム 2

・道内中小企業との意見交換

テーマ:地域(ふるさと)の活力再生を目指して

17:15～18:45 交流会(会費:5,000 円)

＜併設＞

10:00～17:00 一日中小企業相談室

12:00～17:00 中小企業施策普及コーナー

12:00～17:00 道内中小企業の取組紹介コーナー

◆申込方法等

申込方法等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170512/index.htm>

申込締切:平成 29 年 6 月 5 日(月)

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2575)

FAX:011-709-4138

E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

## 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

【新規】（北海道経済産業局）

中小企業等経営強化法では、国が、中小企業・小規模事業者等の生産性向上に役立つ取組を、ガイドライン等でわかりやすく提供します。事業者は「経営力向上計画」を作成し、その計画認定を通じて、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

### ◆経営力向上計画の概要

経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために策定・実施する計画です。

経営力向上計画が認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画の策定においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

### ◆経営力向上計画の策定について

経営力向上計画を策定する際には、必ず「経営力向上計画策定の手引き」をご覧ください。なお、提出先は事業分野ごとに異なっていますのでご注意ください。

### ◆中小企業経営強化税制・固定資産税の特例

経営力向上計画の認定により、中小企業経営強化税制及び固定資産税の特例を利用する際は、必ず「税制措置・金融支援 活用の手引き」をご覧ください。

#### ＜税制・特例利用の基本的な流れ＞

(1)工業会等による証明書(A 類型・固定資産税特例)や、経済産業局による投資利益率に関する確認書(B 類型)を

得。

(2)当該設備を利用し生産性を上げるための「経営力向上計画」を策定し、各事業分野の担当省庁から認定を受ける。

(3)認定を受けた計画に基づき、当該設備を取得。

上記の通り、これまでの生産性向上設備投資促進税制及び中小企業投資促進税制の上乗せ措置とは異なる、経営力向上計画認定の手続きが必要になりますので、十分にご注意ください。

### ◆手続等

北海道経済産業局から収益力強化設備(B 類型)の確認書を取得する手続きの流れなど、詳細な情報については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/keieikyoku/index.htm>

### ◆問い合わせ先

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2574) FAX:011-709-4138

E-mail:[hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp](mailto:hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp)

平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 2 次公募を開始しました

(北海道経済産業局)

(一社)サービスデザイン推進協議会では、平成 28 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 2 次公募を開始しましたのでお知らせします。

◆事業内容

生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入しようとする事業者に対し、導入費用の一部に対して補助を行います。

【補助対象事業者】

国内に事業所を有する中小企業(中小企業等経営強化法 第 2 条第 1 項に規定する者)、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等。

【補助対象事業】

事務局が認定した「IT 導入支援事業者」が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業であること。

【補助対象経費】

サービス、ソフトウェア導入費

【補助率及び補助上限・下限額】

補助対象経費に対し補助率を乗じて得られた額の合計について、補助上限・下限額の範囲内で補助します。補助率は対象経費の 2/3 以内。上限額 100 万円、下限額 20 万円。

◆公募期間

2 次公募:平成 29 年 3 月 31 日(金)～平成 29 年 6 月 30 日(金)17:00 まで

◆参考

申請は、申請者が導入する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を提供する、IT 導入支援事業者が代理申請します。

補助対象となる IT ツール、公募要件、申請様式、申請の方法等、事業の詳細は当局のウェブサイトでご確認ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokim/20170404/index.htm>

◆問い合わせ先

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

(事業事務局(一社)サービスデザイン推進協議会)

TEL:0570-013-330(9:30～17:30/月曜～金曜(祝日除く))

平成 29 年度「地熱発電に対する理解促進事業費補助金」の 2 次公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「地熱発電に対する理解促進事業費補助金」の 2 次公募を開始しました。

◆補助金の概要

本事業は地熱発電の導入を目的とした地熱資源開発の推進を図るため、地方公共団体や地熱資源開発事業者等が地域住民の地熱資源開発に対する理解を促進することを目的として行う事業を支援するものです

【補助率・補助額限度額】

<勉強会等事業(※1)>

補助率:10/10

補助限度額】50,000 千円

<地熱利活用事業(5,000kW 未満)(※2)>

補助率:1/2

補助限度額:50,000 千円

<地熱利活用事業(5,000kW 以上)(※2)>

補助率:2/3

補助限度額:200,000 千円

<温泉影響調査等事業(※3)>

補助率:10/10

補助限度額:100,000 千円

(※1)出力 100kW 以上を念頭に地熱資源開発を進めている地点が対象。

(※2)出力 100kW 以上を念頭に地熱資源開発を進めている地点であって、探査段階以降にある地点が対象。

(※3)出力 5,000kW 以上を念頭に地熱資源開発を進めている又は既設発電所の出力を 5,000kW 以上に増強等するための追加掘削を行っている地点が対象。

公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトでご確認ください。

【URL】[http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20170512\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20170512_2/index.htm)

◆公募期間

平成 29 年 5 月 12 日(金)～6 月 12 日(月)12:00 必着

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎

TEL:011-709-2311(内線 2637～2638) FAX:011-726-7474

E-mail: [hokkaido-energy@meti.go.jp](mailto:hokkaido-energy@meti.go.jp)

「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました  
～ 平成 28 年度補正予算・平成 29 年度予算・税制 ～

【更新】（北海道経済産業局）

北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、平成 29 年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックは、以下からダウンロードできます。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

◆掲載事業

【設備投資】

1. サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 ※平成 28 年度補正

生産性向上を目指す事業者の IT ツール(ソフトウェア、サービス等)の導入費用を補助します

2. ロボット導入実証事業補助金

生産工程等の自動化・省力化のための機械・ロボット導入費を補助します

3. 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー設備への入替え支援)

エネルギー消費効率の改善のための工場・事業場における省エネ効果の高い設備の入替を支援します

4. 生産性向上のための固定資産税の特例

新たに設備を取得する中小企業を税制面から支援します(固定資産税を 3 年間半減)

【技術開発】

5. サポイン補助金(戦略的基盤技術高度化支援事業)《更新》

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から販路開拓までを補助します

【人材育成】

6. ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業 ※平成 28 年度補正

多くの中小企業等に展開できるロボットシステムを構築するためのロボット購入費用等を補助します

【創業】

7. 創業補助金

創業に要する店舗借入費、設備費、広報費等の経費を幅広く補助します

【商品開発・販路拡大】

8. 小規模事業者持続化補助金《追加》

販路開拓や生産性向上に取り組む小規模事業者の広報費や店舗改装費等を補助します

9. ふるさと名物応援事業補助金

(1) 地域産業資源活用事業、小売業者等連携支援事業

地域資源を活用した商品・サービスの開発費や展示会出展費等を補助します

(2) 低未利用資源活用等農商工等連携支援事業

中小企業と農林漁業者との連携による新商品の試作開発費や広報費等を補助します

【海外展開】

10. JAPAN ブランド育成支援事業補助金

海外展開に向けたブランド戦略の策定費や海外展示会への出展費等を補助します

11. 海外ビジネス戦略推進支援事業

海外展開の実現可能性調査費や海外取引に向けた Web サイト構築費等を補助します

12. 中小企業等外国出願支援事業補助金

海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

13. コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業補助金(J-LOP4) ※平成 28 年度補正

地域初コンテンツ等の海外展開を通じた日本の魅力発信に資するプロモーション費用等を補助します



公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか  
 ～「公共施設見学ツアー」の取組に参加いただける旅行会社を募集しています～

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」という取組を行っています。現在、平成 29 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。

公共施設の見学を取り入れたツアーの実施について、是非ご検討ください。

- ◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。  
 施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧いただいています。(無償)
- ◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>

- ◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、夕張シューパロダム(夕張市)、漁川ダム(恵庭市)、定山溪ダム(札幌市)、豊平峡ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市及び厚真町)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、函館漁港船入潤防波堤(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドームなど)(稚内市)、富良野盆地地区(中富良野町)、仙法志漁港衛生管理型施設(利尻町)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、網走港(帽子岩ケーソンドックなど)(網走市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

- ◆お問合せ先 平成 29 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口  
 北海道開発局開発監理部開発調整課 Tel(011)709-2311(内線 5477)

【 公共施設見学ツアー例 : 国道 37 号白鳥大橋(室蘭市) 】



〈白鳥大橋全景〉



〈主塔からの眺め〉



〈主塔中間部の見学〉



〈ケーブル施設の見学〉

「北海道新エネルギー導入加速化基金」を創設しました！

(北海道)

道では、新エネルギーの導入等の加速化を図るため、新たに、「北海道新エネルギー導入加速化基金」を創設し、地域が行うエネルギーの地産地消の取組への支援を強化します。

◆平成 29 年度 基金活用補助事業一覧

| 事業名                   | 補助対象事業・対象者                                                            | 補助率等                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| エネルギー地産地消事業化モデル支援事業   | ・設計段階から設備導入・整備段階までのモデル事業全体に対して、複数年の支援<br>・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム   | 補助率：定額<br>上限：1 億円<br>*最長 5 年・累計 5 億円       |
| 新エネルギー設計支援事業          | ・将来的な新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及びその設計に要する調査<br>・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム | 補助率：1/2 以内<br>上限：500 万円                    |
| 新エネルギー導入支援事業（設備導入支援）  | ・地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い新エネルギー設備の導入<br>・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム      | 補助率：1/2 以内<br>上限：1,500 万円                  |
| 新エネルギー導入支援事業（地熱井掘削支援） | ・地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するための地熱井の掘削<br>・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム   | 補助率：2/3 以内<br>上限：5,000 万円                  |
| 地域資源活用基盤整備支援事業        | ・新エネルギー設備を導入するために必要な系統に接続するための送電線の整備工事<br>・対象者：企業等又は市町村と企業等とのコンソーシアム  | 補助率：1/2 以内<br>上限：1,000 万円<br>*収益から補助金返還を条件 |
| 新エネルギー導入加速コーディネート事業   | コーディネーター配置：事業の掘り起こしから事業計画等の作成支援、実施までを支援（民間事業者へ委託）                     | コーディネーター利用は無料                              |

◆基金活用事業の他、「可能性調査」に対する補助事業を行います。

| 事業名                 | 補助対象事業・対象者                                                                          | 補助率等                                       |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 地域新エネルギー導入加速化調査支援事業 | ・市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等に基づく、事業実施可能性調査、実証実験等<br>・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム      | 補助率：1/2 以内<br>上限：300 万円                    |
| 地熱資源利用促進事業          | ・地域が行う熱利用・小規模地熱発電を目的とした地熱資源の調査(①アドバイザー派遣(無料) ②地熱井等調査)<br>・対象者：市町村又は市町村と企業等とのコンソーシアム | ①アドバイザー派遣は無料<br>②補助率：2/3 以内<br>上限：1,200 万円 |
| 戦略的省エネ促進事業          | ・先進的な省エネ技術等導入に向けた事業可能性調査<br>・対象者：企業等                                                | 補助率：1/2 以内<br>上限：300 万円                    |

◆公募資料

公募資料等、事業の詳細は経済部産業振興局環境・エネルギー室のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/policy.html>

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室省エネ・新エネグループ

電話番号：011-204-5319(直通)

## 「これからのエネルギーを考える 2017」地域セミナーを開催します

【新規】（北海道）

北海道経済産業局と道では、日本におけるエネルギーの現状や将来の姿についてご紹介し、我が国のエネルギー政策について、道民の皆様にご理解を深めていただくためのセミナーを、全道9か所で開催します。

## ◆開催地及び日時等

| 開催地  | 開催日時                | 会場                          |
|------|---------------------|-----------------------------|
| 岩見沢市 | 5月23日(火)14:00～15:30 | 空知総合振興局 4階講堂 (定員90名)        |
| 旭川市  | 5月31日(水)14:00～15:30 | 上川総合振興局 2階204号会議室 (定員80名)   |
| 釧路市  | 6月2日(金)14:00～15:30  | 釧路市交流プラザさいわい 3階大ホール (定員75名) |
| 倶知安町 | 6月9日(金)14:00～15:30  | 後志総合振興局 2階講堂 (定員80名)        |
| 網走市  | 6月12日(月)14:00～15:30 | オホーツク総合振興局 3階講堂 (定員100名)    |
| 室蘭市  | 6月20日(火)14:00～15:30 | 胆振総合振興局 3階大会議室B (定員50名)     |
| 帯広市  | 7月10日(月)14:00～15:30 | 十勝総合振興局 3階講堂 (定員100名)       |
| 稚内市  | 7月12日(水)14:00～15:30 | 宗谷総合振興局 本館2階講堂 (定員80名)      |
| 函館市  | 7月19日(水)14:00～15:30 | 渡島総合振興局 4階402号会議室 (定員60名)   |

## ◆対象

消費者、事業者、団体の方

## ◆プログラム

- 3E+Sの実現に向けたエネルギーミックス  
経済産業省(北海道経済産業局又は資源エネルギー庁)からの説明
- 北海道における新エネルギー導入拡大の取組  
北海道 経済部 環境・エネルギー室からの説明

## ◆申込方法

参加申込書(下記アドレス参照)に必要事項を記載の上、各開催日の2開庁日前までに、FAX、メール、郵送のいずれかの方法により申込み(定員になり次第受付を締め切らせていただきます)

(リーフレット兼申込書)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/seminar2017.pdf>

## ◆申込み・問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 地域セミナー担当者

電話: 011-204-5361

FAX: 011-222-5975

メール: [keizai.kanene@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.kanene@pref.hokkaido.lg.jp)

## 平成 29 年度 北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について（北海道）

道では、北海道表彰規則に基づき、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著なものを対象とした北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰を実施しています。

つきましては、平成29年度の受賞候補者を次により募集しますので、幅広く御検討の上、積極的に御推薦いただきますようお願いいたします。

### ◆対象者

#### 1. 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体(グループを含む)であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、特にその功績が顕著なもので、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など、経済社会の発展振興に寄与した者
- (2) 科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与した者
- (3) その他本道における科学技術の振興に寄与した者

#### 2. 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者(平成29年4月1日時点で満45歳未満の者)を対象とする。

### ◆表彰の方法

表彰状及び記念品の授与

(表彰予定数:北海道科学技術賞3名(団体)以内、北海道科学技術奨励賞5名以内)

### ◆審査等

・書面による審査

・候補者調査書に基づき、北海道科学技術審議会にて審査等を行い、北海道知事が受賞者を決定します。

### ◆推薦要綱等

推薦要綱や推薦に必要な様式等は次のウェブサイトからダウンロードできます。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyo\\_suisen.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyo_suisen.htm)

### ◆推薦期限

平成29年7月7日(金)必着

### ◆問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 科学技術振興室 科学技術振興グループ (担当:高久)

電話:011-204-5126 FAX:011-232-1063 E-mail:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp